

法 令 試 験 問 題

事業者名 及び 受験者氏名		採点	
---------------------	--	----	--

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

【○×問題】

次の文章で正しいものに○印、間違っているものに×印を記入しなさい。

- (1) 事業者は、苦情の申し出を受け付けた場合には、法令で定められた必要な事項を営業所ごとに記録し、かつ、一年間保存しなければならない。その法令で定められた必要な事項を下記から選び、正しい事項には○印を、そうでない事項には×印を記入しなさい。
- | | |
|---------------|----------------|
| ①苦情に対する弁明の内容 | () |
| ②改善措置 | () |
| ③苦情処理を担当した者 | () |
| ④管轄運輸支局への連絡状況 | () |
- (2) 事業者は管理の委託及び受託については、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- ()
- (3) 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として選任してはならない者として法令で定められている者のうち正しいものに○印を、そうでない事項には×印を()内に記入しなさい。
- | | |
|---------------------------------------|----------------|
| ①日日雇い入れられる者 | () |
| ②1年以内の期間を定めて使用される者 | () |
| ③試みの使用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く) | () |
- (4) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則に基づき業務記録を6月間保存しなければならない。
- ()

(5) 事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項について、公表すべき事項として定められた事項には○印を、そうでない事項には×印を()内に記入しなさい。

- ①輸送の安全に関する目標及びその達成状況 ()
- ②事業用自動車に係る情報 ()
- ③整備管理者に係る情報 ()
- ④運送の引受義務に係る情報 ()

(6) 事業者の事業用自動車の運転者が遵守しなければならない事項として、法令で定められた事項には○印を、そうでない事項には×印を()内に記入しなさい。

- ①道路運送車両法の規定による点検又はその確認をすること ()
- ②運行表を携行すること ()
- ③乗務を終了したときは、交替する運転者に対し、乗務中の事業用自動車、道路及び運行状況について通告すること ()
- ④運転操作に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと ()

(7) 自動車運送事業の用に供する自動車は3か月ごとに定期点検整備を行わなければならない。
()

(8) 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインに関する事項として、正しい事項には○印を、そうでない事項には×印を()内に記入しなさい。

- ① 地方自治体、学校関係者等の利用者に選定のポイントを示すものであり、旅行者は対象としていない ()
- ② バスガイドの要否を、行程検討の際の留意点の一つとしている ()
- ③ 入札の契約方法として、一般競争入札を勧めている ()

【選択問題】

次の文章の()の中にあてはまる言葉を下から選び、記号を記入しなさい。

(1) 「旅客自動車運送事業」とは、()に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。

ア. 自己の目的 イ. 自治体等の要請 ウ. 他人の需要

(2) 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、収受した運賃又は料金の()をしてはならない。

ア. 割引 イ. 払戻し ウ. 割戻し

- (3) 一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）はその事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その（ ）前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

ア．三十日 イ．六十日 ウ．九十日

- (4) 旅客自動車運送事業者は、（ ）の責務を定めることその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

ア．経営の責任者 イ．整備の責任者 ウ．運行の責任者

- (5) 旅客自動車運送事業者は、疾病、疲労、（ ）状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

ア．運転が可能な イ．集中力が欠落した ウ．酒気を帯びた

- (6) 事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を（ ）により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

ア．乗務記録 イ．運行記録計 ウ．運行指示書

- (7) 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時（ ）しておかなければならない。

ア．確保 イ．選任 ウ．募集

- (8) 事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める（ ）に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。

ア．自動車の運転 イ．事業計画 ウ．運行管理

- (9) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、（ ）の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、その他定める事項を遵守しなければならない。

ア．運行管理者 イ．整備管理者 ウ．従業員

- (10) 旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した場合は、当該届出事由の発生した日から（ ）以内に営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

ア. 十日 イ. 十五日 ウ. 三十日

- (11) 事業者は、毎事業年度の経過後（ ）以内に管轄する地方運輸局長（国土交通大臣）に当該事業年度に係る事業報告書を提出しなければならない。

ア. 三十日 イ. 六十日 ウ. 百日

- (12) 一般貸切旅客自動車運送事業者が使用する自動車が（ ）人以上の死者を生じる事故を引き起こした場合は、24時間以内においてできる限り速やかにその事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。

ア. 1 イ. 2 ウ. 5

- (13) 自動車の使用者は、自動車の（ ）、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、（ ）により自動車を点検しなければならない。

ア. 運行の安全	イ. 乗降装置	ウ. 状態	エ. 異音	オ. 適切な時期
カ. 走行距離	キ. 性能	ク. 目視等	ケ. 整備サイクル	コ. 保安基準

- (14) 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地（ ）その営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く）をしてはならない。

ア. のいずれもが イ. のどちらかが ウ. に関係なく

- (15) 「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」において、安全重点施策として「事業者は、安全方針に沿い、かつ、自らの安全に関する具体的な課題解決に向け、組織全体、各部門又は支社等において、輸送の安全の確保に関する（ ）を設定し、目標を達成するため、輸送の安全を確保するために必要な取組計画を作成する。」こととしている。

ア. 計画 イ. 取組 ウ. 目標

【筆記問題】

- (1) 一般旅客自動車運送事業の運送約款に定める事項として、法令で規定されている事項を1つ正確に記入しなさい。

答. _____

- (2) 事業者が自動車の外側に必ず表示しなければならない事項は、使用者の氏名、名称又は記号のほか何か。1つ記入しなさい。

答. _____

- (3) 次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を記入しなさい。

一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転手の連続運転時間は
（ ）を超えないものとする。

答. _____

法 令 試 験 問 題 模範解答

事業者名 及び 受験者氏名		採点	
---------------------	--	----	--

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

【○×問題】

次の文章で正しいものに○印、間違っているものに×印を記入しなさい。

1点×21＝21点

- (1) 事業者は、苦情の申し出を受け付けた場合には、法令で定められた必要な事項を営業所ごとに記録し、かつ、一年間保存しなければならない。その法令で定められた必要な事項を下記から選び、正しい事項には○印を、そうでない事項には×印を記入しなさい。(運輸規則第3条)

- | | |
|---------------|-----------|
| ①苦情に対する弁明の内容 | (○) |
| ②改善措置 | (○) |
| ③苦情処理を担当した者 | (○) |
| ④管轄運輸支局への連絡状況 | (×) |

- (2) 事業者は管理の委託及び受託については、国土交通大臣の認可を受けなければならない。(道路運送法第35条)

(×)

- (3) 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者として選任してはならない者として法令で定められている者のうち正しいものに○印を、そうでない事項には×印を()内に記入しなさい。(運輸規則第36条)

- | | |
|---------------------------------------|-----------|
| ①日日雇い入れられる者 | (○) |
| ②1年以内の期間を定めて使用される者 | (×) |
| ③試みの使用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く) | (○) |

- (4) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則に基づき業務記録を6年間保存しなければならない。(運輸規則第25条)

(×)

- (5) 事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項について、公表すべき事項として定められた事項には○印を、そうでない事項には×印を（ ）内に記入しなさい。

(運輸規則第47条の7、国土交通省告示第1089号)

- | | |
|----------------------|-----------|
| ①輸送の安全に関する目標及びその達成状況 | (○) |
| ②事業用自動車に係る情報 | (○) |
| ③整備管理者に係る情報 | (○) |
| ④運送の引受義務に係る情報 | (×) |

- (6) 事業者の事業用自動車の運転者が遵守しなければならない事項として、法令で定められた事項には○印を、そうでない事項には×印を（ ）内に記入しなさい。(運輸規則第50条)

- | | |
|--|-----------|
| ①道路運送車両法の規定による点検又はその確認をすること | (○) |
| ②運行表を携行すること | (×) |
| ③乗務を終了したときは、交替する運転者に対し、乗務中の事業用自動車、道路及び運行状況について通告すること | (○) |
| ④運転操作に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと | (○) |

- (7) 自動車運送事業の用に供する自動車は3か月ごとに定期点検整備を行わなければならない。(道路運送車両法48条)

(○)

- (8) 輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインに関する事項として、正しい事項には○印を、そうでない事項には×印を（ ）内に記入しなさい。

(輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインⅠ.1(1)、Ⅱ.2.⑥、Ⅱ.4.(3)、)

- | | |
|---|-----------|
| ① 地方自治体、学校関係者等の利用者に選定のポイントを示すものであり、旅行者は対象としていない | (×) |
| ② バスガイドの要否を、行程検討の際の留意点の一つとしている | (○) |
| ③ 入札の契約方法として、一般競争入札を勧めている | (×) |

【選択問題】

次の文章の（ ）の中にあてはまる言葉を下から選び、記号を記入しなさい。

1点×16=16点

- (1) 「旅客自動車運送事業」とは、(ウ) に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。(道路運送法2条)

ア. 自己の目的 イ. 自治体等の要請 ウ. 他人の需要

- (2) 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、収受した運賃又は料金の(ウ)をしてはならない。(道路運送法10条)

ア. 割引 イ. 払戻し ウ. 割戻し

- (3) 一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）はその事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その（ ア ）前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（道路運送法 38 条）

ア．三十日 イ．六十日 ウ．九十日

- (4) 旅客自動車運送事業者は、（ ア ）の責務を定めることその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。（運輸規則 2 条の 2）

ア．経営の責任者 イ．整備の責任者 ウ．運行の責任者

- (5) 旅客自動車運送事業者は、疾病、疲労、（ ウ ）状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。（運輸規則 21 条）

ア．運転が可能な イ．集中力が欠落した ウ．酒気を帯びた

- (6) 事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を（ イ ）により記録し、かつ、その記録を 1 年間保存しなければならない。（運輸規則 26 条）

ア．乗務記録 イ．運行記録計 ウ．運行指示書

- (7) 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時（ イ ）しておかなければならない。（運輸規則 35 条）

ア．確保 イ．選任 ウ．募集

- (8) 事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める（ ア ）に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。（運輸規則 38 条）

ア．自動車の運転 イ．事業計画 ウ．運行管理

- (9) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、（ イ ）の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、その他定める事項を遵守しなければならない。（運輸規則 45 条）

ア．運行管理者 イ．整備管理者 ウ．従業員

- (10) 旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した場合は、当該届出事由の発生した日から（イ）以内に営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。（運輸規則68条）

ア. 十日 イ. 十五日 ウ. 三十日

- (11) 事業者は、毎事業年度の経過後（ウ）以内に管轄する地方運輸局長（国土交通大臣）に当該事業年度に係る事業報告書を提出しなければならない。（報告規則2条）

ア. 三十日 イ. 六十日 ウ. 百日

- (12) 一般貸切旅客自動車運送事業者が使用する自動車が（ア）人以上の死者を生じる事故を引き起こした場合は、24時間以内においてできる限り速やかにその事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。（事故報告規則4条）

ア. 1 イ. 2 ウ. 5

- (13) 自動車の使用者は、自動車の（カ）、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、（ク）により自動車を点検しなければならない。（道路運送車両法第47条の2第1項）

ア. 運行の安全 イ. 乗降装置 ウ. 状態 エ. 異音 オ. 適切な時期 カ. 走行距離 キ. 性能 ク. 目視等 ケ. 整備サイクル コ. 保安基準

- (14) 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地（ア）その営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く）をしてはならない。（道路運送法20条）

ア. のいずれもが イ. のどちらかが ウ. に関係なく

- (15) 「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」において、安全重点施策として「事業者は、安全方針に沿い、かつ、自らの安全に関する具体的な課題解決に向け、組織全体、各部門又は支社等において、輸送の安全の確保に関する（ウ）を設定し、目標を達成するため、輸送の安全を確保するために必要な取組計画を作成する。」こととしている。（運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン）

ア. 計画 イ. 取組 ウ. 目標

【筆記問題】

1 点 × 3 = 3 点

- (1) 一般旅客自動車運送事業の運送約款に定める事項として、法令で規定されている事項を1つ正確に記入しなさい。(道路運送法第11条、施行規則第12条)

答. 運賃及び料金の収受、一般旅客自動車運送事業者の責任、事業の種別、運賃及び料金の収受又は払い戻しに関する事項、運送の引受けに関する事項、運送責任の始期及び終期、免責に関する事項、損害賠償に関する事項、その他運送約款の内容として必要な事項

- (2) 事業者が自動車の外側に必ず表示しなければならない事項は、使用者の氏名、名称又は記号のほか何か。1つ記入しなさい。(道路運送法第95条、道路運送法施行規則第65条)

答. 貸切

- (3) 次の文中の()の部分にあてはまる語句を記入しなさい。

一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転手の連続運転時間は
() を超えないものとする。(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第5条第1項)

答. 4 時間